令和７年度

飯田市重層的支援体制整備事業実施計画

令和7年8月

飯田市福祉部福祉課

はじめに

少子高齢化や人口減少が急速に進み、未婚・晩婚化、核家族化など家族のあり方や地域コミュニティの機能が変化するなか、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）の改正（令和２年６月）により重層的支援体制整備事業が創設されました。

これまでの社会保障制度は、生活困窮への救済や自立支援、高齢者又は障がい者への介護や生活支援、こどもや子育てが困難な家庭への支援など、分野ごとに典型的なリスクを対象として、専門的な支援を推進してきました。しかし今日では、8050 問題やダブルケア、ヤングケアラー、ひきこもりといった新たな社会問題が顕在化し、身寄りのない方、誰にも頼ることが出来ない方への対応も課題となってきています。

これらは、ひとつの家庭内に複数分野の問題が複雑に絡み合っていたり、既存の福祉制度の狭間となって問題が深刻化しているなど、従来型の支援体制では対応できない場合があります。また、社会的孤立を背景に、課題を抱えながらも、必要な支援が届かないまま状況が深刻化する事例も増加しています。

本市では、第３期飯田市地域福祉計画・地域福祉活動計画（計画期間：令和７年度～令和 11 年度）において、地域社会の変容と、直面する新たな課題に対応するため、地域、行政、関係機関等が協力し、地域共生社会に向けた取り組みの一環として、重層的支援体制整備事業に取り組むこととしています。

１　重層的支援体制整備事業の概要

重層的支援体制整備事業では、従来の縦割りを解消し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援の３つの支援を柱として、これら３つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、④多機関協働による支援、⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援を新たな機能として強化し、①～⑤までの事業を市町村として一体的に実施するものです。

本市においても、この事業への取り組みを通じて、部局横断的な連携体制を強化し、地域共生社会の実現を目指していきます。

重層的支援体制の全体像イメージ

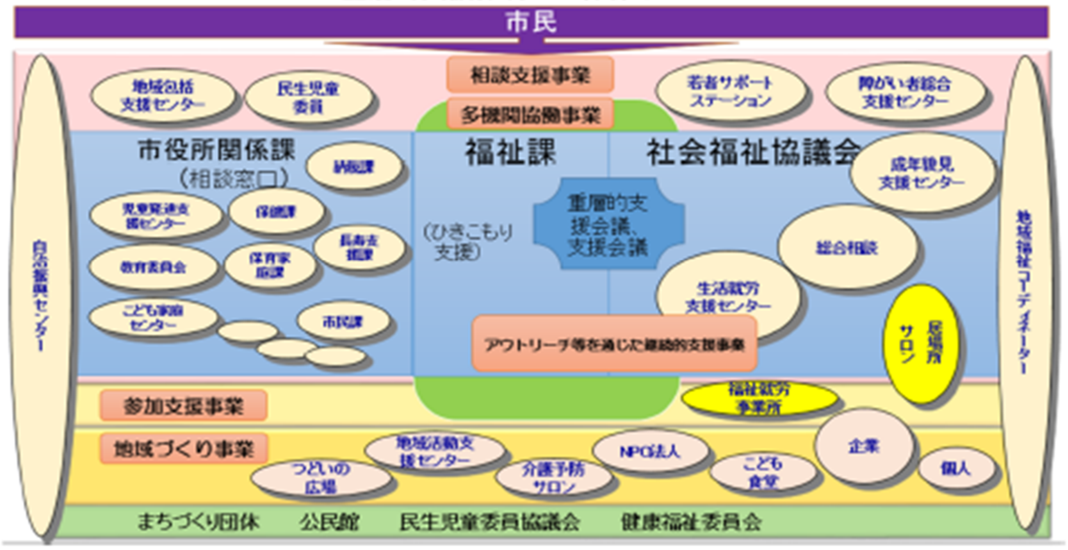

2　計画策定の趣旨

(1) 計画の位置づけ

本計画は、法第 106 条の５第１項に基づき、重層的支援体制整備を適切かつ効果的に実施するため、事業の提供体制に関する事項を定める実施計画です。上位計画である第３期飯田市地域福祉計画・地域福祉活動計画や市の総合計画である「いいだ未来デザイン 2028」とも調和・整合性を図ります。

～　地域福祉計画の位置づけ：地域福祉計画と諸計画の関係性・イメージ　～

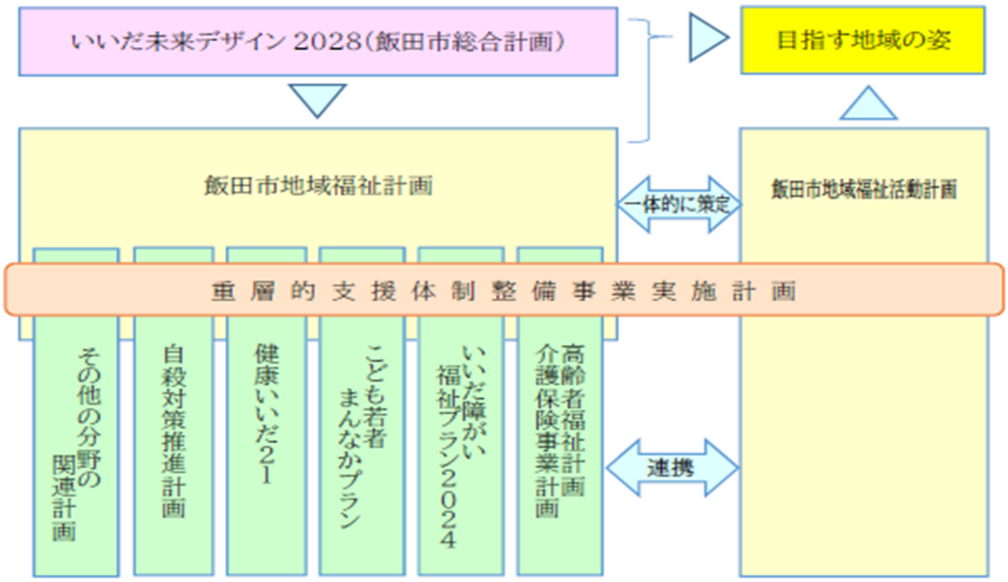

＊第３期地域福祉計画・地域福祉活動計画より引用

(2) 計画期間

令和７年度（単年度）とします。

(3) 策定方法

福祉部（福祉課、長寿支援課)、こども未来健康部（こども課、保健課）及び飯田市社会福祉協議会から構成される庁内関係機関連絡会議で策定します。

3　飯田市における重点取組

(1) 福祉まるごと相談窓口

重層的支援体制整備事業の推進及び進捗管理を行うため、福祉課に重層的支援係を設置し、併せて、市役所本庁舎に「福祉まるごと相談窓口」を開設しました。どこに相談したらよいかわからない困りごと等の相談に応じ、課題を整理して必要な支援のコーディネートを行います。

(2) 断らない相談と伴走型支援

庁内外の各相談窓口が、属性や課題に関わらず幅広く相談を受け止める断らない相談を実施し、それぞれが“のりしろ”を出してつなぎ合い、切れ目のない支援を行います。

また、制度やサービスによる解決が困難な場合も、継続的につながり続けることで、課題を解きほぐし、本人の生きる力を引き出していく伴走型支援を行います。

(3) ひきこもり支援

重層的支援体制整備事業を実施するにあたって新たな部署が設置されたことから、重層的支援係が中心となって重点的に取り組みます。窓口での相談のほか、本人や家族の同意のある場合には自宅等を訪問し、関係性を築きながら、本人の状態や希望に応じて、必要な社会資源の情報提供、医療や福祉サービス等へのつなぎを行います。

また、ひきこもり状態にある人の家族を対象とした学習会を開催し、ひきこもりに関する正しい知識の習得や、家族同士の交流の機会の提供を通じて、家族支援を行っていきます。

4　重層的支援体制整備事業の実施内容

(1) 包括的相談支援事業

介護、障がい、子育て、生活困窮の各分野の相談支援事業者が、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、相談を受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行います。単独の相談支援事業者では解決が難しい場合には、各支援関係機関と連携を図りながら対応するほか、必要に応じて適切な関係機関につなぎます。

設置形態は、既存の拠点の機能は変更せず、支援関係機関間で連携を図る基本型とします。

ア　地域包括支援センターの運営事業（設置箇所数：６）

介護保険法に基づき、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員等を配置した地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で生活が続けられるよう、総合相談、権利擁護や介護予防に必要な援助等を行い、地域住民の保健医療の向上及び福祉の推進を包括的に支援します。7 年度中に市内 7 カ所目のセンター配置を目指します。

名称	所在地	対象地区	形態
飯田市いいだ地域包括支援センター	銀座 3 丁目 7 番地銀座堀端ビル２階	旧市５地区・松尾・上久堅・下久堅	委託
飯田市かわじ地域包括支援センター	川路 3467 番地２	千代・龍江・竜丘・川路・三穂	委託
飯田市いがら地域包括支援センター	三日市場 406 番地 31	山本・伊賀良	委託
飯田市かなえ地域包括支援センター	鼎西鼎620番地１アピタシオン水の手B	鼎	委託
飯田市かみさと地域包括支援センター	上郷黒田 317 番地 1	座光寺・上郷	委託
飯田市南信濃地域包括支援センター	南信濃和田 1550 番地	上村・南信濃	委託

イ　相談支援事業（設置箇所数：２　対象地区：市内全域）

障害者総合支援法に基づき、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等の支援を行うとともに、障がい者虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整等、対象者の権利擁護を目的とした援助を行います。

名称	所在地	形態
飯田市こども発達センター ひまわり	松尾新井 5933 番地２	直営 ・ 一部 委託
飯伊圏域障がい者総合支援センター ほっとすまいる	東栄町 3108 番地１	委託

※長野県や南信州広域連合から委託しています。

ウ　利用者支援事業

母子保健法及び児童福祉法に基づき、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能を一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施するため、こども未来健康部を設置し、部長がこども家庭センター長を担います。これにより、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを両輪として、切れ目なく、漏れなく対応します。

こども家庭センター型（設置個所数：１　対象地区：市内全域）

児童福祉法及び子ども・子育て支援法、母子保健法に基づき、こども家庭センターを設置し、母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を通じて、①妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援と、②こどもと子育て家庭（妊産婦を含む）の福祉に関する包括的な支援を切れ目なく実施します。統括支援員、保健師、助産師、こども家庭支援員等を配置し、妊娠期から子育て期に必要な情報や親子の交流の場の提供、子育てに関する講座や相談に対応します。

名称	所在地	形態
こども課　こども相談係・発達支援係	本町１丁目 15 番地 りんご庁舎２階	直営
保健課　　母子保健係・保健指導係	大久保町 2534 番地（保健センター内）	直営

エ　自立相談支援事業（設置箇所数：１　対象地区：市内全域）

生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、アセスメントを実施して個々人の状態に合ったプランを作成し、必要なサービス提供につなげます。また、就労支援員による就労支援、家計相談員による家計の立て直しの支援、関係機関とのネットワークづくりと地域に不足する社会資源の開発に取り組みます。

名称	所在地	形態
飯田市生活就労支援センター まいさぽ飯田	東栄町 3108 番地１　さんとぴあ飯田２階	委託

(2) 地域づくり事業

各事業の対象者の居場所を確保した上で、すべての地域住民を広く対象として、地域における交流の場や居場所の確保を進めていきます。

また、地域住民の創意や主体性を支えつつ、「人と人」、「人と社会資源」をつなぎ、顔の見える関係性や気にかけあう関係性が地域で生まれやすくなるよう働きかけを行います。

ア　地域介護予防活動支援事業【委託】

誰もが参加できる介護予防活動の地域展開を目指して、介護予防に資する住民主体の通いの場等の活動に対し、地域の実情に応じた支援を行います。

住民主体の介護予防教室を運営するフレイル予防サポーターの養成研修、地域における介護予防活動の立ち上げ支援、高齢者の「通いの場」再構築を検討する地域活動の支援、介護予防教室の参加及び運営ボランティアに対するポイント付与事業を行います。

イ　生活支援体制整備事業【委託】

飯田市社会福祉協議会に配置した地域福祉コーディネーターが生活支援コーディネーターを兼任し、多様な事業主体と連携し、高齢者の日常生活上の支援体制の充実と社会参加の推進を図ります。

今年度、先行的にかなえ地域包括支援センターに専任の生活支援コーディネーターを配置し、地域の資源やサービスの担い手の把握、ニーズと活動のつなぎを強化します。地域の多様な主体と連携し、高齢者個々のケアマネジメントの充実を図ることにより、地域の介護予防の体制整備を推進します。

ウ　地域活動支援センター事業（設置箇所数：６　対象地区：市内全域）

障がい者等の通いによる創作的活動または生産活動等の機会の場を設置します。

名称	所在地	設置主体
飯田市南信濃障害者等活動支援センター	南信濃和田 1556 番地	飯田市
南信地域活動支援センター	箕瀬町２丁目 2561 番地４	社会福祉法人
地域活動支援センター・らぴす	座光寺 1248 番地２	NPO 法人
地域活動支援センターオープンハウス バオバブ	高羽町２丁目２番地６	NPO 法人
さざんか	今宮町４丁目 5601 番地７	社会福祉法人
地域活動支援センターかなえ	鼎東鼎 311 番地１	NPO 法人

エ　地域子育て支援拠点事業（設置箇所数：９　対象地区：市内全域）

地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点（子育てつどいの広場）を設置し、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施します。

名称	所在地	運営主体
座光寺つどいの広場	座光寺1008番地	NPO法人
子育てサロンおしゃべりサラダ	追手町２丁目630番地８	NPO法人
アイキッズスクエアいくら	北方130番地 育良保育園併設	社会福祉法人
ひだまりサロン	鼎名古熊597番地１ 飯田市稲井農村高齢者交流施設老人憩いの家内	NPO法人
くまさんのおうち	千代932番地５ 飯田市千代公民館内	社会福祉法人
わいわいひろば	松尾代田610番地 飯田短期大学地域響流館内	学校法人
親子であそぼ♪森っこ	丸山町４丁目5500番地１ かざこし子どもの森公園なかまの館内	その他
ゆるり飯沼	上郷飯沼2241番地１ 飯田市上郷地域休養施設内	その他
KanKanリトルジャイアント （出張ひろば：KanKanリトルスキッパー）	伊豆木5444番地１ （川路4992番地５ 天龍峡温泉交流館ご湯っくり内）	任意団体

オ　生活困窮者支援等のための地域づくり事業

飯田市社会福祉協議会に地域福祉コーディネーターの設置を委託し、市内20地区に配置する中で地域の福祉課題を把握し、課題解決に向けた検討を行う取り組みを進めます。住民支え合いマップの作成及び更新等の活動を通じ、地域住民組織、福祉サービス事業者等と連携することにより、地域の支援システムづくりを推進します。

(3)　多機関協働事業等

多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業は、令和７年度から事業の一部または全部を委託して実施します。

ア　多機関協働事業【一部委託】

複雑化・複合化した支援ニーズを有し、支援関係機関の通常の連携体制による解決が困難なケースについて、重層的支援係が支援関係機関からの要請を受け、役割分担や支援の方向性の整理等、支援の調整を行います。必要に応じて重層的支援会議を開催し、支援関係機関と協議を行います。

委託先：飯田市社会福祉協議会

イ　アウトリーチ等を通じた継続的支援事業【一部委託】

長期にわたりひきこもりの状態にあるなど、支援ニーズを抱えながらも自ら支援を求めることのできない人や、支援につながることに拒否的な人に対し支援を届けます。まずは、本人と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりの形成に向けた支援を行います。

本人とのつながりが形成された後は、必要な支援や今後の方向性を本人とともに検討し、適切な支援関係機関等につなぎます。

また、対象者に関する情報を幅広く収集するため、支援関係機関や地域住民等の関係者と連携し、潜在的なニーズを抱える人の存在に気付き、相談しやすい連携体制の構築を進めていきます。

委託先：飯田市社会福祉協議会

ウ　参加支援事業【委託】

既存の各制度における社会参加支援に向けた支援では対応できない個別性の高いニーズを有している人に対し、地域の社会資源等を活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行います。地域の社会資源とのコーディネートやマッチングを行うほか、一人ひとりに合わせた居場所を提供するため、既存の社会資源の拡充や新たな社会資源の開拓により、多様な支援メニューを生み出していきます。社会参加の場につながった後は、定着に向けて一定期間フォローアップを行います。

委託先：飯田市社会福祉協議会

５　各種会議

(1) 重層的支援会議

本人から同意の得られたケースについて、支援関係機関間で支援方針の共有や役割分担を行うことを目的として開催します。包括的相談支援事業者をはじめとする支援関係機関等からの要請を受け、重層的支援係が会議の調整等を行います。また、まいさぽ飯田支援調整会議や地域ケア会議、自立支援協議会も、取り扱う内容により重層的支援会議として位置付けます。

(2) 支援会議

本人から同意が得られていないが緊急性のあるケースや、早期に支援体制の検討を進める必要のあるケースについて、支援関係機関間で情報共有や支援体制の検討を行うため、飯田市重層的支援体制整備事業支援会議設置要綱（飯田市告示第 169 号）の規定に基づき、守秘義務を設けた支援会議を開催します。

(3) 庁内関係機関連絡会議

福祉部（福祉課、長寿支援課）、こども未来健康部（こども課、保健課）及び飯田市社会福祉協議会から構成される会議において、重層的支援体制整備事業の実施に関する情報共有や意見交換、重層的支援体制整備事業実施計画の策定等を行います。

(4) 地域福祉課題検討会

重層的支援体制整備事業開始前の令和元年度から、市内 20 地区を単位とし、地域住民が地域の福祉課題に気付き、共有し、解決に向けて取り組んでいくための場として、地域福祉課題検討会の取り組みを進めています。参集範囲は、健康福祉委員、民生児童委員、飯田市社会福祉協議会、地域包括支援センター、行政等を基本とし、地域の実情に応じて柔軟に実施することとしています。

地域福祉課題検討の開催を通じて、地域住民主体の新たな社会資源の開発を進めていきます。